

令和5年3月29日
相模原市発表資料

教職員の処分について

教職員の処分を次のとおり行いました。本件につきましては、関係者並びに市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 「教職員のわいせつ行為」に係る処分

| 項目 | 内 容 |
|-----------|---|
| 処分を受けた教職員 | 市立中学校 会計年度任用短時間勤務職員（事務補助員） 30歳 男 |
| 事案の概要 | 市立中学校事務補助員は、SNSで知り合った少女と令和5年1月7日夜から同月8日昼までの間に、島根県内の宿泊施設において、被害者が18歳に満たない青少年であることを知りながら、淫らな性行為をした。 同年1月19日、島根県安来警察署に島根県青少年の健全な育成に関する条例違反の疑いで逮捕され、同年2月8日に松江地方検察庁が不起訴処分とした。 また、逮捕されるまでの間、職場に連絡なく、無断で5日間欠勤した。 |
| 処分の内容 | 免職 |
| 処分年月日 | 令和5年3月29日 |

上記事案に係る処分(管理監督責任)

| 項目 | 内 容 | |
|----------------------|-----------|------|
| 処分を受けた教職員 及び処分の内容 | 市立中学校 校長 | 口頭訓告 |
| 処分年月日 | 令和5年3月29日 | |

問合せ先
教職員人事課
電話 042-769-8279